

# 離職した方のために 家賃給付と就労支援を行います



離職後2年以内の65歳未満で、住まいを喪失するおそれがある方、  
または喪失した方を対象に、一定期間家賃を給付し  
安定かつ継続的な就職を支援する制度です。  
(原則3ヶ月間、条件により6ヶ月間の延長が可能)  
相談・申請手續はだいJOBセンターで行なっています。

## じよぶ だいJOBセンター

川崎市生活自立・仕事相談センター

ご予約・  
お問合せ

TEL 044-245-5120

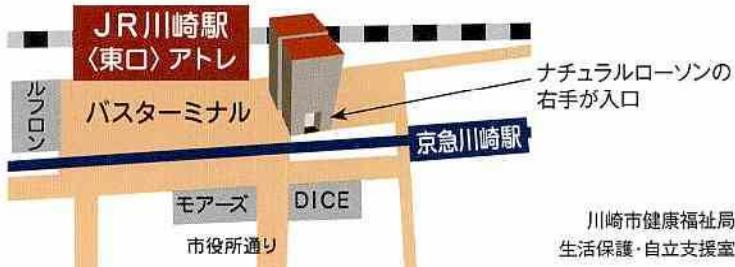
FAX  
044-245-0710

月曜日～金曜日(土・日・祝・年末年始休み) 10:00～18:00

川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル5階

JR川崎駅東口より徒歩2分／京急川崎駅中央口より徒歩1分

<https://www.daijobkawasaki.jp>



# 失業で家賃の支払いが困難になつたら…

住居確保給付金の主な利用要件は次の通りです。  
なお詳細については、だいJOBセンターにご相談ください。



- 川崎市に住んでいる、または住む予定である。
- 申請日において、離職後2年以内かつ65歳未満である。
- 離職日において、自らの労働により賃金を得て世帯の生計を主として維持していた。
- 申請月の世帯の合計収入が次の基準額未満である。

世帯人数 基 準 額

1人	申請者家賃額(上限53,700円) + 84,000 円
2人	申請者家賃額(上限64,000円) + 130,000 円
3人	申請者家賃額(上限69,800円) + 172,000 円
4人以上の世帯	についてはお問合せください。

- 申請月の世帯の預貯金と現金の合計が次の額以下である。

世帯人数 金 額

1人	504,000円 以下
2人	780,000円 以下
3人以上	1,000,000円 以下

- 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付(職業訓練受講給付金等)、自治体が実施する類似の貸付または給付(生活保護等)を受けていない。
- ハローワークへ求職登録を行い、だいJOBセンターで就労支援を受ける意思がある。
- 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員ではない。

※雇用保険受給者の失業給付金等は収入扱いとなります。

※本給付は、住宅の貸主又は貸主から指定を受けた事業者の口座へ、直接振り込まれます。

※支給される家賃額は、上記申請者家賃額に準じます。

